

総社市水道事業処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第1号

総社市水道事業処務規程の一部を改正する規程

総社市水道事業処務規程（平成17年総社市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(組織) 第2条 環境水道部（以下「部」という。）に、次の課及び係を設置する。 上水道課 業務係、工務係</p> <p>(事務分掌) 第5条 各係の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(組織) 第2条 環境水道部（以下「部」という。）に、次の課及び係を設置する。 上水道課 <u>計画経営係</u>、業務係、工務係</p> <p>(事務分掌) 第5条 各係の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>計画経営係</u> <u>(1) 文書の受発、編集及び保管に関すること。</u> <u>(2) 公印の管理に関すること。</u> <u>(3) 職員の任命、給与、勤務時間その他勤務条件及び懲戒、研修その他身分取扱いに関すること。</u> <u>(4) 経営の基本及び事業計画に関すること。</u> <u>(5) 財政計画、資金計画及び一時借入金に関すること。</u> <u>(6) 予算の編成及び執行経理に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>業務係</p> <p>(1) <u>文書の受発，編集及び保管に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公印の管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員の任命，給与，勤務時間その他勤務条件及び懲戒，研修その他身分取扱いに関すること。</u></p> <p>(4) <u>経営の基本及び事業計画に関すること。</u></p> <p>(5) <u>財政計画，資金計画及び一時借入金に関すること。</u></p> <p>(6) <u>予算の編成及び執行経理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>業務状況の作成及び事業報告に関すること。</u></p> <p>(8) <u>収入支出の命令，審査及び小切手の振出しに関すること。</u></p> <p>(9) <u>現金及び有価証券の出納及び検査に関すること。</u></p> <p>(10) <u>証書類等の保管に関すること。</u></p> <p>(11) <u>出納取扱金融機関等に関すること。</u></p> <p>(12) <u>企業債に関すること。</u></p> <p>(13) <u>企業財産の取得，管理及び処分に関すること。</u></p> <p>(14) <u>決算及び決算附属書類の調製に関すること。</u></p> <p>(15) <u>建設工事等の入札及び諸契約に関すること。</u></p> <p>(16) <u>労務者の貸金及び各種保険に関すること。</u></p> <p>(17) <u>岡山県広域水道企業団に関すること。</u></p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p>	<p>(7) <u>業務状況の作成及び事業報告に関すること。</u></p> <p>(8) <u>収入支出の命令，審査及び小切手の振出しに関すること。</u></p> <p>(9) <u>現金及び有価証券の出納及び検査に関すること。</u></p> <p>(10) <u>証書類等の保管に関すること。</u></p> <p>(11) <u>出納取扱金融機関等に関すること。</u></p> <p>(12) <u>企業債に関すること。</u></p> <p>(13) <u>企業財産の取得，管理及び処分に関すること。</u></p> <p>(14) <u>決算及び決算附属書類の調製に関すること。</u></p> <p>(15) <u>建設工事等の入札及び諸契約に関すること。</u></p> <p>(16) <u>労務者の貸金及び各種保険に関すること。</u></p> <p>(17) <u>岡山県広域水道企業団に関すること。</u></p> <p>(18) <u>部及び課の庶務並びに課内他係に属しないこと。</u></p> <p>業務係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>

改 正 後	改 正 前																								
<p>(20) 略 (21) 略 (22) 略 (23) 略 (24) 略 (25) 略 (26) 略 (27) <u>課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u> 工務係 略</p> <p>別表（第10条関係） 1 及び 2 略 3 文書その他個別的な事務に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 項</th> <th style="width: 15%;">部 長</th> <th style="width: 15%;">課 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 <u>会計年度任用職員（一般行政事務（事務補助）に限る。）の任免に関すること。</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事 項	部 長	課 長	略			8 <u>会計年度任用職員（一般行政事務（事務補助）に限る。）の任免に関すること。</u>		○	略			<p>(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略</p> <p>工務係 略</p> <p>別表（第10条関係） 1 及び 2 略 3 文書その他個別的な事務に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 項</th> <th style="width: 15%;">部 長</th> <th style="width: 15%;">課 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 <u>臨時雇用事務職員の任免に関すること。</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事 項	部 長	課 長	略			8 <u>臨時雇用事務職員の任免に関すること。</u>		○	略		
事 項	部 長	課 長																							
略																									
8 <u>会計年度任用職員（一般行政事務（事務補助）に限る。）の任免に関すること。</u>		○																							
略																									
事 項	部 長	課 長																							
略																									
8 <u>臨時雇用事務職員の任免に関すること。</u>		○																							
略																									

附 則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。